

気象警報発表時の措置について

令和3年4月1日

- 1 午前7時現在、京都府南部（《南部全域のとき》京都南部、《細分区域のとき》京都・亀岡、
《市町村区分のとき》京都市）に暴風警報が発表されている場合は、自宅に待機し、
それ以後のニュースに注意すること。なお、その他の警報については、別途指示する。
- 2 次の各時刻に警報が解除になった場合は、授業の準備をして登校すること。
 - (1) 午前8時までに解除の場合には、10:30からSHR後、第3限(10:45)より授業
 - (2) 午前9時までに解除の場合には、11:30からSHR後、第4限(11:45)より授業
 - (3) 午前10時までに解除の場合には、13:05からSHR後、第5限(13:20)より授業
- 3 午前10時現在、ひき続き警報が発表されている場合には、臨時休業(家庭学習)とする。
- 4 生徒の登校後、警報が発表された場合は、校長が状況判断の上適切な措置をとる。
- 5 休日・休校日に、部活動や模擬試験などの学校行事が行われる場合も、上の各項に準ずる。
- 6 臨時休校などにより授業が欠けた場合は、原則としてその学期中に回復措置をとるものとする。
- 7 大雨・暴風・大雪・暴風雪の特別警報についても上の1～6に準ずるものとするが、解除の後
いずれかの警報に切り替わっている場合（大雨、大雪等）は自宅待機とする。